

## < 行政指導による主な健康診断 >

### VDT作業健康診断(平成14年4月5日基発第0405001号)

VDT作業に常時従事する労働者に対しては、次の作業区分に応じて配置前および定期に、次の項目の健康診断を実施する必要があります。

#### VDT作業の作業区分

作業区分	作業の種類	作業時間	作業の例	作業の概要
A	単純入力型	1日4時間以上	データ、文章等の入力	資料、伝票、原稿等からデータ、文章等を入力する(CADへの単純入力を含む)。
	拘束型		受注、予約、照会等の業務	コールセンター等において受注、予約、照会等の業務を行う。
B	単純入力型	1日4時間未満	単純入力型の業務	単純入力型の業務を行う。
	拘束型		拘束型の業務	拘束型の業務を行う。
	対話型	1日4時間以上	文章、表等の作成、編集、修正等	作業者自身の考えにより、文章の作成、編集、修正等を行う。
			データの検索、照合、追加、修正	データの検索、照合、追加、修正をする。
			電子メールの受信、送信	電子メールの受信、送信等を行う。
			金銭出納業務	窓口等で金銭の出納を行う。
	技術型		プログラミング業務	コンピューターのプログラムの作成、修正等を行う。
			CAD業務	コンピューターの支援により設計、製図を行う(CADへの単純入力を除く)。
監視型	監視業務		交通等の監視を行う。	
その他の型	携帯情報端末の操作、画像診断検査等		携帯情報端末の操作、画像診断検査等を行う。	
C	単純入力型	2時間未満	単純入力型の業務	単純入力型の業務を行う。
	拘束型	1日未満	拘束型の業務	拘束型の業務を行う。
	対話型	1日4時間未満	対話型の業務	対話型の業務を行う。
	技術型		技術型の業務	技術型の業務を行う。
	監視型		監視型の業務	監視型の業務を行う。
	その他の型		その他の型の業務	その他の型の業務を行う。

## 作業区分Aの作業者

### ～ 配置前健康診断 ～

業務歴および既往歴の調査

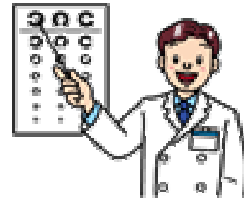
自覚症状の有無の検査(問診)

眼科学的検査

- ・5m視力検査
- ・近見視力の検査(50cm視力または30cm視力)
- ・屈折検査(5m視力検査および近見視力に異常がない場合は、省略可)
- ・眼位検査
- ・調節機能検査(5m視力検査および近見視力に異常がない場合は、省略可)

筋骨格系に関する検査

- ・上肢の運動機能、圧痛点等の検査(問診において異常が認められない場合は、省略可)
- その他医師が必要と認める検査



### ～ 定期健康診断 ～

業務歴および既往歴の調査

自覚症状の有無の検査

眼科学的検査

- ・5m視力検査(矯正視力のみでよい)
- ・近見視力の検査(50cm視力または30cm視力)(矯正視力のみでよい)
- ・その他医師が必要と認める検査

筋骨格系に関する検査

- ・上肢の運動機能、圧通点等の検査(問診において異常が認められない場合は、省略可)
- その他医師が必要と認める検査

## 作業区分Bの作業者

### ～ 配置前健康診断 ～

業務歴および既往歴の調査

自覚症状の有無の調査(問診)

眼科学的検査

- ・5m視力検査
  - ・近見視力の検査(50cm視力または30cm視力)
  - ・屈折検査(5m視力検査および近見視力に異常がない場合は、省略可)
  - ・眼位検査
  - ・調節機能検査(5m視力検査および近見視力に異常がない場合は、省略可)
- 医師が必要と認めた場合

筋骨格系に関する検査

- ・上肢の運動機能、圧痛点等の検査
- その他医師が必要と認める検査



### ～ 定期健康診断 ～

業務歴および既往歴の調査

自覚症状の有無の調査(問診)

医師が必要と認めた場合

眼科学的検査

- ・5m視力検査(矯正視力のみでよい)
- ・近見視力の検査(50cm視力または30cm視力)(矯正視力のみでよい)
- ・その他医師が必要と認める検査

筋骨格系に関する検査

- ・上肢の運動機能検査、圧痛点等の検査
- その他医師が必要と認める検査



## 作業区分Cの作業者

新たに作業区分Cに該当することとなった作業者については自覚症状を訴える者に対して、必要な調査または検査を実施しなければなりません。

### ～ 配置前健康診断 ～

業務歴および既往歴の調査

自覚症状の有無の検査(問診)

眼科学的検査

- ・5m視力検査
- ・近見視力の検査(50cm視力または30cm視力)
- ・屈折検査(5m視力検査および近見視力に異常がない場合は、省略可)
- ・眼位検査
- ・調節機能検査(5m視力検査および近見視力に異常がない場合は、省略可)



筋骨格系に関する検査

- ・上肢の運動機能、圧痛点等の検査(問診において異常が認められない場合は、省略可)

その他医師が必要と認める検査

### ～ 定期健康診断 ～

業務歴および既往歴の調査

自覚症状の有無の調査(問診)

眼科学的検査

- ・5m視力検査(矯正視力のみでよい)
- ・近見視力の検査(50cm視力または30cm視力)(矯正視力のみでよい)
- ・その他医師が必要と認める検査



筋骨格系に関する検査

- ・上肢の運動機能、圧痛点等の検査(問診において異常が認められない場合は、省略可)

その他医師が必要と認める検査

近見視力は、老視の進行に伴って低下し、作業を行う上で大きな支障となるので、中高年の作業者については50cm視力の測定を実施することが望ましい。